

平成 28 年定期監査の中間結果について

監査委員は、出先機関 361 箇所のうち 98 箇所について、平成 28 年 1 月 12 日から同年 4 月 22 日までに定期監査を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

1 定期監査実施の概要

監査の結果、28 箇所で、41 件の不適切事項、2 件の要改善事項が認められました。

指摘事項が認められた箇所等の局等別内訳及び不適切事項の項目別内訳は次のとおりです。

<局等別内訳>

局 等	対象箇所数	指摘事項が認められた箇所		内 訳			
				不適切事項		要改善事項	
		箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
総 務 局	10	3	3	2	2	1	1
安全防災局	1	0	0	0	0	0	0
県 民 局	8	3	3	3	3	0	0
環境農政局	9	1	1	1	1	0	0
保健福祉局	11	3	4	3	4	0	0
産業労働局	3	1	1	1	1	0	0
県土整備局	9	6	15	6	15	0	0
企 業 庁	3	2	3	2	3	0	0
教育委員会	35	9	13	9	12	0(1)	1
公安委員会	9	0	0	0	0	0	0
計	98	28	43	27	41	1(1)	2

注 要改善事項の箇所数について、不適切事項と重複する箇所を（）で表記

<不適切事項の項目別内訳>

項 目	件 数
	件
予 算 執 行	4
収 入	3
支 出	6
会計事務処理	1
契 約	8
工 事	4
財 産	11
庶 務	4
計	41

- 1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当するものです。

 - ① 法令に違反するもの
 - ② 予算目的に反しているもの
 - ③ 不経済な行為又は損害が生じているもの
 - ④ 事務処理等が適切を欠くもの
 - ⑤ 前回までの監査の不適切事項等で、是正、改善等のための努力又は検討がされていないもの

2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当するものです。

 - ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの
 - ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの

なお、不適切事項や要改善事項の報告を受けた知事等は、報告を受けた日から3箇月以内に、監査委員に対して措置の状況を通知することになっています。

上記のほか、今回の出先機関の監査において、出先機関の事務に係る本庁機関の課（以下「本課」という。）の事務指導に改善の必要があると認められたため、当該本課を指摘した要改善事項が1件認められました。

2 主な不適切事項

(1) 金額的に特記すべき事案

ア 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

(ア) 支出

道路巡視・巡回及び道路維持補修作業委託契約（単価契約、概算総価額 18,560,448円）の第1四半期及び第2四半期分代金の支払に当たり、受託者から提出された請求書において、道路維持補修作業の「誘導員無し(契約単価 52,710円/回(税抜))」と「誘導員有り(69,362円/回(税抜))」の単価が逆に記載されていることを看過したため、支払額が1,222,922円過大であった。

(県土整備局 神奈川県県西土木事務所小田原土木センター)

(イ) 工事

道路補修工事の変更契約の締結に当たり、道路に設置する区画線工について誤っていた単価加算率をそのまま適用して積算したため、変更後の契約額(33,264,000円)が96,120円過大であった。これによれば、適正な契約額の積算を行った場合と比較して、96,120円過大に支払っていた。

(県土整備局 神奈川県県西土木事務所)

イ 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

道路改良工事の変更契約の締結に当たり、往復分の単価によるべき仮設材の運搬費を誤って片道分の単価によっていたまま積算したため、変更後の契約額(81,616,680円)が371,520円不足であった。これによれば、適正な契約額の積算を行った場合と比較して、371,520円支払不足であった。

(県土整備局 神奈川県県西土木事務所)

(2) 内容的に特記すべき事案

ア 同一の法律・規則(政省令、条例を含む。)違反が3回以上あったもの

(ア) 収入

産業技術短期大学校では、売店設置のため行政財産の使用許可を行っていたが、使用許可に係る使用料及び光熱水費の立替収入の収入未済に係る督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反して、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが3件、12,019円あった。

(産業労働局 神奈川県立産業技術短期大学校)

(イ) 支出

おおいそ学園では、学園運営向上のため、おおいそ学園支援向上委員会及び第三者委員会を設置しているが、出席委員に対する謝礼金102,000円の支払に当たり、所轄税務署の見解を確認することなく、所得税・復興特別所得税について給与所得の源泉徴収税額表の日額表を適用すべきところを誤って月額表を適用したことにより、4執行分(延べ6人分)、25,320円が徴収不足であった。

(県民局 神奈川県立おおいそ学園)

消火栓ポンプ等修理工事代金等の支払にあたり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条に規定する期限を過ぎて支払っていたものが4件、1,401,138円あった。また、その結果、遅延利息3,900円を支払っていた。

(教育委員会 神奈川県立図書館)

3 要改善事項

改善又は見直しが必要と認められたもの（本課を含む。）は次のとおりです。

(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

「法人事業税等を滞納している法人に対する出資金に係る利益配当金の差押えに関する件」

課税徴収事務において、法人事業税等を滞納している法人に対する出資金の差押えに当たり、出資金に係る利益配当金を差押えの対象としていない状況があった。

（報告 p5 参照）（総務局 神奈川県戸塚県税事務所）

「特別展等の図録の出版に関する件」

神奈川県立歴史博物館において、特別展の開催に際して出版・販売する図録の作成が遅れたため、販売開始が特別展の開始に間に合わず、特別展の開始当初の来場者に提供できない状況であった。

（報告 p5 参照）（教育委員会 神奈川県立歴史博物館）

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

「指定管理者制度の運用における管理物品の規定の件」

指定管理者制度の運用において、指定管理者に貸し付ける物品について神奈川県財務規則に規定される消耗品の位置付けが明確になっていなかった。

（報告 p6 参照）（総務局 行政管理課）

別記 県の組織及び運営の合理化に資するための意見

「立石駐車場及び長浜駐車場の維持管理について」

無料駐車場として維持管理を行っている2箇所（立石駐車場2,771㎡・長浜駐車場4,673㎡）の駐車場について、公園又は道路としての利用計画がないのに、公園や道路に係る事業という位置付けのまま、過去の経緯から無料駐車場として委託料を負担しながら管理していることは、県有財産の合理的な財産管理の観点から問題があると考えられる。したがって、横須賀土木事務所は、本課（所管所属）と調整し、実態と財産管理の名目の乖離の解消を図り、合理的な財産管理の観点から、庁内調整（財産経営課）を含めて両駐車場の今後の在り方について検討することが望まれる。

（報告 末尾参照）（県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所）

※ 詳細は、別添「監査の結果に関する報告について」（平成28年6月21日付け）のとおり。

（問い合わせ先）

神奈川県監査事務局総務課 課長 西 電話 045-285-5053
副課長 長谷川 電話 045-285-5054

